

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

Ⅱ 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）印西市では、令和6年9月～12月に「定額減税しきれないと見込まれた方」に対して、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

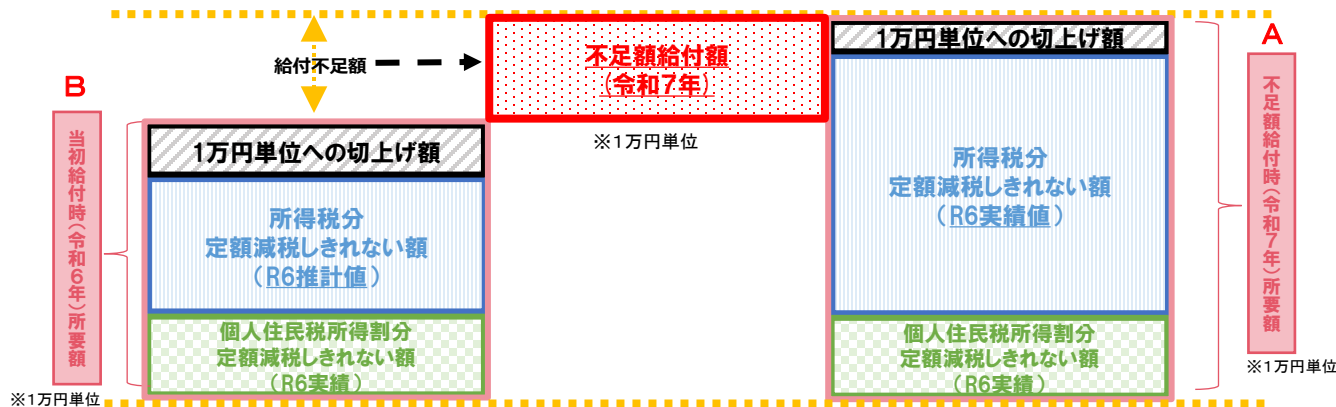
イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) ①令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が印西市の方 ②転入により、令和6年度課税団体が印西市以外の方

- ①の対象者の方には印西市※から確認書をお届けしています。※令和7年度個人住民税課税団体
- ②の対象者の方のうち、市が転入前の自治体に照会し課税状況等が確認できた方には、順次、市から確認書をお届けしています。
- 給付金を受け取るには**返信が必要**です。確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。
- 審査のうえ、順次給付金を口座振込みいたします。
(印西市が確認書を**受理した日から4週間後**が目安です。)
- 受給要件に該当すると思われる方で、確認書が届かない場合は、**申請が必要**です。
- ①の対象の方でマイナポータルに公金受取口座を登録している方には別途支給通知ハガキを送付しています。

(2) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和6年中に印西市から転出された方であって給付対象となる方は、令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(≒本人として定額減税対象外)
 - ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、
合計所得金額48万円超の方 (≒扶養親族等としても定額減税対象外)
 - ・ 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

受付期間：令和7年8月18日(月)～令和7年10月31日(金)

※窓口の提出は閉庁日（土日祝）を除きます。

(消印有効)

！給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ先

印西市物価高騰重点支援給付金コールセンター(印西市役所1階)

受付時間 8:45～17:00 (土日祝を除く) **☎050-5805-3817**



印西市ホームページ